

## 千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線局運営要領

### (趣 旨)

第 1 条 この要領は千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線局運営規程（以下「規程」という。）第 24 条の規定により、防災相互通信用無線の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (通信の原則)

第 2 条 通信は通信の円滑な運用をはかるため、統制局及び調整局の統制のもとに簡明に行うものとする。

### (無線局の通信)

第 3 条 規程第 15 条第 1 項第 2 号に規定する、その他統制管理者が特に必要と認めるときは、次の場合をいう。

- (1)石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年 12 月 17 日法律第 84 号）第 23 条第 1 項に定める異常現象が発生したとき。
- (2)統制局又は調整局が通信を必要としたとき。
- (3)その他、訓練機器の試験調整等で通信を必要とするとき。

### (無線局の配備)

第 4 条 平常時の無線局の配備は、規程別表のとおりとする。

- 2 防災活動時の配備は、各機関の判断によるものとする。

### (通信要領)

第 5 条 通信は原則として、各調整局単位の通信系統により行うものとする。

- 2 複数の調整局に係る防災活動を実施するため、通信は統制局又は統制局の指名した調整局の統制によるものとする。
- 3 呼出し応答は呼出名称の後に規程別表の略称を付すものとし、連絡設定後は呼出名称を省略することができる。
- 4 統制局又は調整局は各無線局に共通する通報を送信する場合は、各局呼出しの上、冒頭に「一斉通報」を前置して通報するものとする。
- 5 前記の「一斉通報」に対する応答順位は、規程別表の番号順によるものとする。

6 緊急を要する通報を送信しようとする無線局は、「急報」を前置して通報するものとする。

7 訓練のために無線局を運用する際は、冒頭に「訓練」を前置して通報するものとする。

8 通信は簡潔にし、迅速かつ正確に行う等、通信の輻輳を避けるよう努めるものとする。

7 各無線局は常に最良の受信状態を維持し、情報の入手に努めるものとする。

(主任無線従事者の報告)

第6条 規程第10条第2項により、管理責任者は主任無線従事者選(解)任報告書(別記第7号様式)を、統制管理者へ速やかに提出するものとする。

2 電波法に基づく主任無線従事者の選(解)任届は、前項の報告に基づき統制管理者が行うものとする。

3 管理責任者は、主任無線従事者に主任無線従事者講習を受講させた時は、受講後速やかに修了証の写しを統制管理者へ提出するものとする。

(点 検)

第7条 規程第16条第3項の規定により、通信担当者は次の点検を行うものとする。

(1) 毎週無線設備の充電状態を確認する。

(2) 定期的に試験電波を発射する等、無線設備の異常の有無を確認する。

2 前項各号の点検を実施した時は、統制局及び調整局にあつては無線業務日誌(別記第1号様式)に、前記以外の局にあつては無線点検簿(別記第2号様式)に、それぞれ記載する。

3 規程第22条の規定により、第1項各号の点検を実施した調整局の管理責任者は、記載した無線業務日誌(別記第1号様式)を、点検を実施した月の月末に、統制管理者へ提出するものとする。

4 第1項各号の点検を実施し、無線機の異常を確認した管理責任者は、無線設備異常報告書(別記第5号様式)を、統制管理者へ速やかに提出するものとする。

(管理責任者の変更の報告)

第 8 条 規程第 19 条の規定により管理責任者の変更があった場合は、別記第 3 号様式により、統制管理者へ速やかに報告するものとする。

(無線設備の常置場所の変更)

第 9 条 規程第 20 条の規定により、管理責任者は、管理する局の無線設備の常置場所の変更の必要が生じた場合には、常置場所変更報告書(別記第 8 号様式)により、統制管理者へ速やかに報告しなければならない。

(無線設備の現況報告)

第 10 条 規程第 21 条の規定により、管理責任者は毎年 4 月 1 日現在の無線設備の現況を調査し、4 月末日までに無線設備現況報告書(別記第 4 号様式)により、統制管理者に報告するものとする。

(通信責任者等の報告)

第 11 条 規程第 23 条第 1 項の規定により、管理責任者は毎年 4 月 1 日現在の通信責任者等の現況を、4 月末日までに通信責任者等現況報告書(別記第 6 号様式)により、統制管理者に報告するものとする。

2 電波法に基づく無線従事者の選(解)任届は、前項の報告に基づき統制管理者が行うものとする。

3 規程第 23 条第 2 項の規定により、管理責任者は通信責任者及び通信担当者の変更等があった場合は、速やかに通信責任者等現況報告書(別記第 6 号様式)により、統制管理者に報告するものとする。

(その他)

第 12 条 統制管理者は、無線局の適正な運営を図るため、無線局の職員が運営に必要な事項を熟知するよう努めるものとする。

2 管理責任者は、その管理する無線局の運用方法等について、所属職員に周知させるものとする。

附則 この要領は昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は平成元年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要領は平成 2 年 11 月 20 日から施行する。

附則 この要領は平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この要領は平成 10 年 8 月 24 日から施行する。

附則 この要領は令和 2 年 2 月 4 日から施行する。

附則 この要領は令和 2 年 11 月 11 日から施行する。